

住宅用家屋証明書

租税特別措置法施行令

- (イ) 第41条
- 特定認定長期優良住宅又は認定低炭素住宅以外
- (a) 新築されたもの
(b) 建築後使用されたことのないもの
- 特定認定長期優良住宅
- (c) 新築されたもの
(d) 建築後使用されたことのないもの
- 認定低炭素住宅
- (e) 新築されたもの
(f) 建築後使用されたことのないもの
- (ロ) 第42条第1項 (建築後使用されたことのあるもの)
- (g) 第42条の2の2に規定する特定の増改築等が
された家屋で、宅地建物取引業者から取得したもの
(h) (g) 以外

の規定に基づき、下記の家屋 令和 年 月 日 (ハ) 新築
(二) 取得 がこの規定に
該当するものである旨を証明します。

申請者の住所				
申請者の氏名				
家屋の所在地	(家屋番号)			
構造および床面積	造	1階	m ²	2階以上 m ²
原因(移転登記の場合)	売買・競落			
申請者の居住	(1) 入居済	(2) 入居予定		
区分建物の耐火性能	(1) 耐火又は準耐火	(2) 低層集合住宅		

令和 年 月 日

貝塚市長 牛尾 治朗